

「ご契約のしおり・約款」変更のお知らせ

(2022年4月版)

- 1 わくわくポッケ (2021年4月版)
(無配当こども保険(17))
- 2 太陽生命のやさしい保険 (2021年4月版)
(無配当無選択型医療保険 (無解約払戻金型) (13))
- 3 ひまわり保険 (2021年4月版)
(5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険(07))
- 4 ひまわりけんこうプラン, ひまわりけんこうプランレディー (2021年4月版)
(5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険(07))
- 5 けんこう, けんこうレディ (2021年4月版)
(無配当医療保険(07))
- 6 ハッピー・チケット (2021年4月版)
(5年ごと利差配当付養老保険(07))
- 7 つかえる保険エール, 超エール (2021年4月版)
(5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(07))
- 8 太陽生命の保険組曲 (特約の更新・終身変更) (2021年4月版)
(5年ごと利差配当付終身保険(07))
- 9 医療サブリ (2021年9月版)
(無配当重点疾病一時金保険(07))
- 10 こども保険専用 特約中途付加のしおり (2021年4月版)
(わくわくポッケ, ひまわり学資プラン がんばれ)
- 11 無配当定期保険 (2021年4月版)
(無配当定期保険(07))
- 12 医療保障付定期保険 (2021年4月版)
(医療保障付定期保険(07))
- 13 ガンアタッカー (2020年9月版)
(ガン保険(07))

「ご契約のしおり・約款」の記載内容につきまして、本文書のとおり、一部を変更させていただきます。まことに恐縮ですが、上記の対象の「ご契約のしおり・約款」と合わせてご一読くださいますようお願いいたします。

◆「約款」「特約」の変更のない条項等については、「(省略)」「(途中省略)」と記載しています。

【1】「ご契約のしおり」の変更

1. 新型コロナウイルス感染症の定義変更 (1・9・12・13をのぞく)

「給付金・保険金などのお支払い」に記載の新型コロナウイルス感染症の注記について、つぎのとおり変更します。

新	旧
(注) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。) である感染症のことをいいます。	(注) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 (令和2年政令第11号) に定める新型コロナウイルス感染症のことをいいます。

また、「!ご注意」に記載の以下の文章を削除します。

- 新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。

2. 「特別条件付契約のしおり」の「表3 対象となる感染症」の表の注をつぎのとおり変更します。(4・5・6・7・8・11)

(注) 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。) である感染症をいいます。) は、対象となる感染症に含めます。

3. クーリング・オフの申し出方法の追加 (8・10・12・13をのぞく)

「お申込みに際して」の「クーリング・オフ制度 (ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除)」に記載のクーリング・オフの申し出方法につき、「書面」 (郵便) による申し出のほか、「太陽生命ホームページ内の所定の申し出フォーム」による申し出を追加します。

- 太陽生命ホームページからの申し出方法
クーリング・オフ専用申し出フォームに入力のうえ、送信してください。
- クーリング・オフの効力等
クーリング・オフは、クーリング・オフ専用申し出フォームの送信時に効力を生じます。
※申込み撤回の送信時に保険金・給付金等の支払事由が生じている場合には、申込みの撤回等の効力は生じません。
ただし、送信時に、申込者等が保険金・給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

4. 保険契約等に関する情報の共同利用について

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について」の3つ目の●の文章をつぎのとおり変更します。(9をのぞく)

- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続にしがたい、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続にしがたい、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター (裏表紙をご参照ください) にお問い合わせください。
 - ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
 - オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合
(以下省略)

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について」の最後に、つぎの文章を追記します。(9をのぞく)

- ※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.taiyoseimei.co.jp/download/contract-out/keiyaku.pdf>) をご確認ください。

「支払査定時照会制度」について」の3つ目の●の文章をつぎのとおり変更します。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続にしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。
- また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続にしたがい、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。
- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
 - オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合
(以下省略)

「支払査定時照会制度」について」の最後に、つぎの文章を追記します。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.taiyo-seimei.co.jp/download/contract-out/shiharai.pdf>）をご確認ください。

5. 「生命保険契約者保護機構について」の「仕組みの概略図」中の「財政措置」の説明内容を、つぎのとおり変更します。

新	旧
(注1) 上記の「財政措置」は、令和9年(2027年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。	(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

【2】**1**わくわくポッケ「無配当こども保険(17)普通保険約款」の変更

第47条をつぎのとおり追加します。

28. インターネットによる保険契約の申込等に関する特則

(インターネットによる保険契約の申込等に関する特則)

第47条 保険契約者または被保険者は、会社の承諾を得て、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により、保険契約の申込および告知（以下「保険契約の申込等」といいます。）をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、被保険者の親権者とします。ただし、主約款に定める被保険者の契約年齢が会社の定める範囲内である場合にかぎりず。
- (2) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、会社が電磁的方法により表示した保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。
- (3) 保険契約者（特約を付加することにより、被保険者に関する告知が必要となる場合には、保険契約者または被保険者）は、書面による告知にかえて、会社が電磁的方法により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、告知することができるものとします。
- (4) 会社は、第2号および前号により保険契約者または被保険者から送信された事項の受信をもって、保険契約の申込等があったものとして取り扱います。この場合、会社は、受信した保険契約の申込等の内容を保険契約者（被保険者に関する書面等については被保険者）に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

【3】「全国支社一覧」へのコザ支社の追加

コザ営業所がコザ支社へ変更するに伴い、つぎのとおり支社所在地と電話番号を追加します。

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
コザ	904-0031	沖縄県沖縄市上地1-1-1 コザ・ミュージックタウン	098-931-9134

※コザ支社では窓口業務はお取り扱いしていません。

【4】「新型コロナウイルス感染症」に関する別表の変更

下記の＜変更する別表一覧＞に記載の各別表の注を、つぎのとおり変更します。

(注) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、対象となる感染症に含めます。

＜変更する別表一覧＞

対象のご契約のしおり・約款	変更する約款・特約条項の別表
1 わくわくポッケ (無配当こども保険(17))	<ul style="list-style-type: none"> ●無配当こども保険入院特約(17) 別表 8 対象となる感染症 ●無配当こども保険手術特約(17) 別表10 対象となる感染症
2 太陽生命のやさしい保険 (無配当無選択型医療保険(無解約払戻金型)(13))	<ul style="list-style-type: none"> ●普通保険約款 別表11 対象となる感染症
3 ひまわり保険Fシリーズ (5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険(07))	<ul style="list-style-type: none"> ●普通保険約款 別表 6 対象となる感染症
4 ひまわりけんこうプランFシリーズ /ひまわりけんこうプランレディーFシリーズ (5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険(07))	<ul style="list-style-type: none"> ●普通保険約款 別表 6 対象となる感染症
5 けんこう/けんこうレディ (無配当医療保険(07))	<ul style="list-style-type: none"> ●普通保険約款 別表10 対象となる感染症 ●取扱総則規定特約(入院) 別表 1.感染症 ●入院一時金特約(07) 別表 5 対象となる感染症 ●長期入院特約(07) 別表 3 対象となる感染症 ●通院特約(07) 別表 5 対象となる感染症 ●災害割増特約(07) 別表 2 対象となる感染症 ●積立保険特約(07) 別表 3 対象となる感染症
6 ハッピー・チケットFシリーズ (5年ごと利差配当付養老保険(07))	<ul style="list-style-type: none"> ●取扱総則規定特約(入院) 別表 1.感染症 ●傷害特約(07) 別表4 対象となる感染症 ●特別扱保険契約特約 別表 1 対象となる感染症
7 つかえる保険エール/超エール (5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(07))	<ul style="list-style-type: none"> ●取扱総則規定特約(入院) 別表 1.感染症 ●入院一時金特約(07) 別表 5 対象となる感染症 ●傷害特約(07) 別表4 対象となる感染症 ●災害割増特約(07) 別表2 対象となる感染症 ●特別扱保険契約特約 別表 1 対象となる感染症
8 太陽生命の保険組曲(特約の更新・終身変更) (5年ごと利差配当付終身保険(07))	<ul style="list-style-type: none"> ●災害割増特約(07) 別表 2 対象となる感染症 ●傷害特約(07) 別表 4 対象となる感染症 ●取扱総則規定特約(入院) 別表 1.感染症 ●入院一時金特約(07) 別表 5 対象となる感染症 ●通院特約(07) 別表 5 対象となる感染症 ●特別扱保険契約特約 別表 1 対象となる感染症
10 こども保険専用 特約中途付加のしおり (わくわくポッケ/ひまわり学資プランがんばれ)	<ul style="list-style-type: none"> ●こども保険傷害特約(07) 別表 4 対象となる感染症 ●こども保険疾病保障特約(07) 別表 6 対象となる感染症 ●こども保険入院一時金特約(07) 別表 5 対象となる感染症
11 無配当定期保険 (無配当定期保険(07))	<ul style="list-style-type: none"> ●災害割増特約(07) 別表 2 対象となる感染症 ●傷害特約(07) 別表 4 対象となる感染症 ●取扱総則規定特約(入院) 別表 1.感染症 ●特別扱保険契約特約 別表 1 対象となる感染症



【本社】

〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

【お客様サービスセンター】

電話番号 0120-97-2111 (通話無料)

営業時間 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時

(祝日・年末年始(12月30日～翌年1月4日)は休業します)